

【全体会計 財務書類 注記】

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産…………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…………… 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの…………… 取得原価

・取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円。

○無形固定資産…………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの…………… 取得原価

・取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの : 会計年度末における市場価格

・出資金のうち、市場価格がないもの : 出資金額

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品等 : 主に先入先出法による原価法

④有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産） : 定額法

・無形固定資産 : 定額法

⑤引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率を用いて計上。

・賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上

・退職給付引当金

期末自己都合要支給額を計上

⑥リース取引の処理方法

- ・ ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理
- ・ オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑦資金収支計算書における資金の範囲

歳計現金としての現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（岐阜市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）

⑧その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・ 物品及びソフトウェアの計上基準
50 万円（美術品は 300 万円）以上のもの
- ・ 資本的支出と修繕費の区分基準
50 万円未満のものは修繕費として処理

⑨消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

⑩連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が 3 ヶ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として手続きを行っています。

Ⅱ. 追加情報

□財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計）

- ・ 一般会計等
- ・ 競輪事業特別会計
- ・ 介護保険事業特別会計
- ・ 後期高齢者医療事業特別会計
- ・ 国民健康保険事業特別会計
- ・ 食肉地方卸売市場事業特別会計
- ・ 観光事業特別会計
- ・ 病院事業会計
- ・ 中央卸売市場事業会計
- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計

②出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づく期間

□貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び金額について

- ・ 範囲：売却予定となっている公共資産
- ・ 金額：114,113,200 円